

# 利益相反の管理について

附属産学・地域連携センター  
(H29.4)

## ■ 利益相反とは

外部との経済的な利益関係によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態を言います。(H20.3.31 厚生労働省通知による。) (詳しくは、P.2の定義をご覧ください。)



## ■ 利益相反管理とは

産学連携活動を行う場合、利益相反の状況は不可避免的に発生します。このため、利益相反管理とは、利益相反を防止することが主眼ではなく、大学と教職員等が利益相反の疑いをもたれることを防ぐことにより、大学と教職員等を保護し、大学の社会的信頼を維持しようとするものです。

産学連携活動の状況を自己申告書により大学に申告していただくことで、個人的利益等に関する透明性を確保し、産学連携等の活動から生じた利益相反について、大学としてその正当性の確保に繋がることとなります。

## ■ 利益相反管理の対象

利益相反管理の対象は、**学長が指定する研究課題(活動)と関連を有する企業との関係において**、利益相反管理規程第4条で定める事項に該当する場合(自己申告書の記載項目)です。

「学長が指定する研究課題」は、次のとおりです。

- ・共同研究
- ・受託研究(企業治験を含みます。)
- ・寄附講座における研究
- ・厚生労働科学研究費補助金、厚生労働行政推進調査事業費補助金による研究
- ・その他の医学研究(上記以外の国又は関係団体の補助金・委託金その他研究費による研究で、配分機関から利益相反管理に関する報告等を要求されている研究)

## ■ 自己申告書の提出

**自己申告書の提出は、利益相反マネジメントにとって非常に重要な手続きです。**

上記の「学長が指定する研究課題」を新たに始める場合には、必ず提出していただきます。

また、年度をまたぐ継続研究についても、年度ごとに提出が必要です(申告日: 4月1日)。

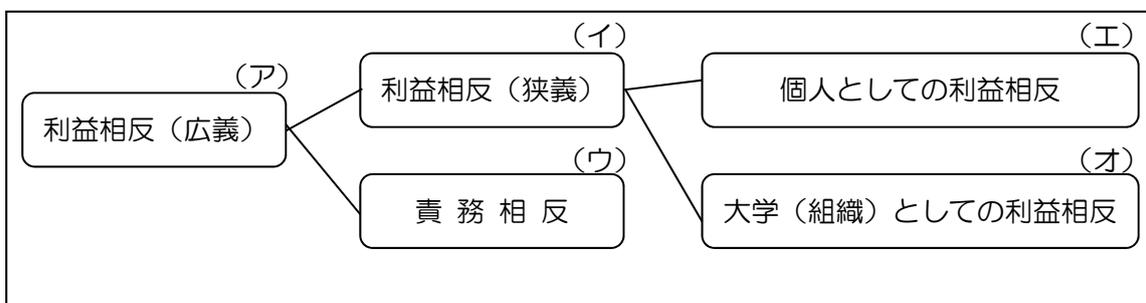
自己申告書は、**申告日より起算して過去1年間の活動・報酬等について記載してください。**

**新たに研究を始める場合は、契約日又は採択された日を申告日として、随時、提出が必要です。**

自己申告書の記載方法については、「利益相反自己申告書記載要領」を参照してください。

## 利益相反の概念

- 利益相反とは  
利益相反の概念を図示すると、以下のように整理できます。



### (ア) 広義の利益相反

狭義の利益相反 (イ) と責務相反 (ウ) の双方を含む概念。

### (イ) 狭義の利益相反

職員等又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

### (ウ) 責務相反

職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負い、かつ、本学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が相反している状態。

### (エ) 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、職員等が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、大学における職員等としての教育研究に関する責任が相反している状況。

### (オ) 大学（組織）としての利益相反

大学が産学官連携活動に伴って得る利益と、本学の社会的責任が相反している状況。